

矢吹町地域活性化

イベント事業費助成金

助成対象者

※条件あり（裏面）

- ▶ 町内に住所又は事務所を有する個人もしくは団体等であること。
- ▶ 代表者、構成員及び活動目的が当該団体の規約等に定められている団体等であること。（団体等が実施する場合）
- ▶ 矢吹町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。
- ▶ 法令及び公序良俗に反していないこと。
- ▶ 町税等を滞納していないこと。

助成対象事業

※条件あり（裏面）

- ▶ 町内に賑わいを創出し、交流人口の拡大につながるイベント等であること。
一定期間に連続して実施するイベント等は、1つの事業とみなします。

助成額

1つの助成金につき助成対象経費の

10/10 ▶▶▶ 上限 8万円

に相当する額

※1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

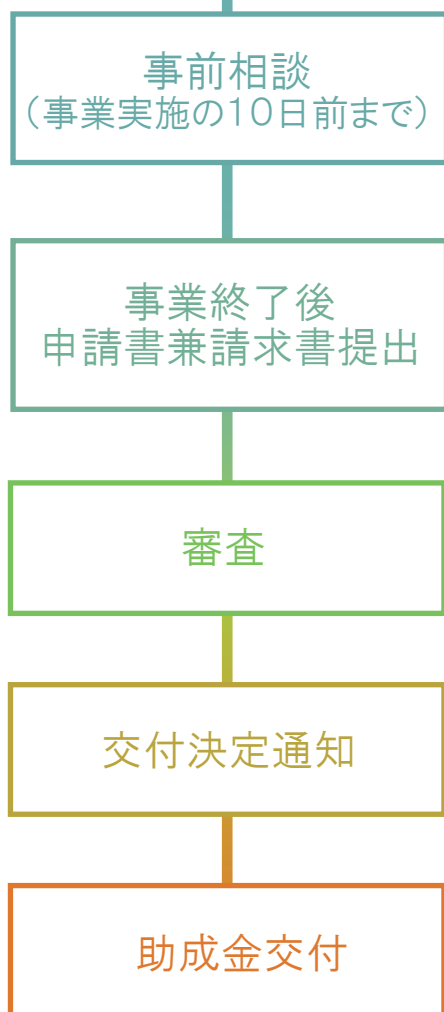
交付対象となる経費は助成事業の実施に要する経費のうち人件費以外の費用となります。

助成金申請額が予算上限に達した場合、交付申請の受付を終了します。

必要書類等詳しくは裏面をご覧ください>>>

お問合せ先 矢吹町役場 商工観光課 地域活性係 0248-42-2119

交付までの流れ



必要書類

- ・ 矢吹町地域活性化イベント事業費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
 - ・ 収支報告書（様式第2号）
 - ・ 事業の実施内容が分かる書類等
 - ・ 代表者、構成員、活動目的が分かる団体規約等
 - ・ その他町長が必要と認める書類
- ※助成事業の完了後30日以内に提出してください。

申請者は当該助成金に関する書類を助成金交付から5年間保管してください。

※町から書類等の提出を求める場合があります。

※申請の内容に偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対しては、助成金の返還を求めます。

次に該当する団体は対象外

- ・ 株式会社、有限会社等の法人格を有する団体。
- ・ サークル、クラブ、協会、研究会等の法人格を有しない団体のうち自治会、育成会、スポーツ少年団等の専ら地域貢献・子育て支援活動を目的とした団体。

次に該当するイベント等は対象外

- ・ 地区の祭り等、定例的に実施しているもの。
- ・ 予選会や競技大会などのスポーツ振興に関するもの。
- ・ 特定の政党、宗教又は政治的信条を指示するもの又は、特定の思想、主義又は主張の普及宣言に利用されるおそれがあるもの。
- ・ 特定の者又は特定の団体のみを対象としたもの。
- ・ 公共施設の指定管理者が指定管理業務の一環として実施するもの。
- ・ 町又は町が事務局を担う協議会等と共催もしくは合同で実施するもの。
- ・ イベント等の実施に、矢吹町から他の補助金等を受けているもの。



その他
注意事項

